

# 澤 会 計 News

 $\mp 141-0031$ 東京都品川区西五反田 8-3-13 第2白川ビル5F TEL 03 (3494) 8121 FAX 03 (3494) 8122 http://miyazawa.kaikei-shi.com e-mail:info@miyazawa.kaikei-shi.com

## オオアワダチソウ

# 10月 (神無月) OCTOBER

	一月一	一火一	水一	一木一	金	
٠	•	٠	۰	1	2	3
4	5	6	7	8	9	<i>10</i>
11	<i>12</i>	13	14	15	16	<i>17</i>
	19					
<i>25</i>	26	27	28	29	30	31

## ワンポイント 税務署受付窓口の一本化

7月から、税務署の受付窓口が一本化され ています。これまでは、用件に応じて法人や 個人、資産等の担当部門の窓口に行っていま したが、申告書や申請書の提出、用紙や納税 証明書の請求、税金の納付等については、新 たに「管理運営部門」(同部門がない署は総 務課等が担当)を設置し対応しています。

# 10月の税務と労務

税 / 9月分源泉所得税の納付

10月13日

税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

税 / 8月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 11月2日

税 / 2月決算法人の中間申告 11月2日

国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 11月2日

地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分 市町村の条例で定める日

労務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 11月2日

労 務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 11月2日

労務/労働保険料第2期分の納付 11月2日 (労働保険事務組合委託の場合11月16日まで)

算出するには、賃金日額を求めされます。この基本手当日額を失業等給付(基本手当)が支給 る必要があります。 をするときには、 保険者が離 Ü 雇用保険から 求職活

ると最低保障方式による特例措ますが、日給制や時間給制になあれば、原則的な方法で算定し続与が月給制や日給月給制で 置が設けられています。

外の一般被保険者です。 以上三〇時間未満の就労者)以者(週所定労働時間が二〇時間 以上三〇時間未満の就労者) されるのは、 ただし、この特例措置が適 短時間就労 (労働) 戸用

I」は、一般被保険者に吸収さ ちなみに、「短時間労働被保険 現行制 度においては、こ

> た。 の被保険者区分はなくなりま

いて、 以下、 Q&A形式で解説します。 賃金日額の算定方法につ

# るとき 賃金が月給等で支払われ

給与は月給制です。 定するのですか。 金日額はどのようにし 正社員Kが離職しま K の賃 す。

Α 賃金日額は、原則的な計算険者をいう。以下同じ。)のが三〇時間以上である被保 被保険者 ( 週所定労働 計算された最後の六カ月に 方法 ( 被保険者期間 短 時間 就労者以外 として の 時般

> じ。 払われる賃金及び年三回 算定します。 た額をいう。 下の賞与等を除く。 の総額を一八〇で割っ わ れ た 賃金 以下同じ。) 以下同 時 に 以

つ、 日の翌日から次の賃金締 業主の下における賃金締 しています。 期間が満 日までの期間をいい、 一日以上ある月を一カ月と この六カ月は、 賃金支払基礎日数が一 カ月であり、 同 \_ の 、そ締締の かの切切事

して、その期間中に事業主された期間に対するものと基礎となる賃金とは、雇用なお、賃金日額の算定の に のことをいいます。 一礎となる賃金とは、なお、賃金日額の算 支払義務が確定し した賃金

# とき 〇時間以上である場合 き 週所定労働時間が三賃金が時給で支払われる

は に لح 算出するのです きの賃金日額はどのよう 以上であるSが離職した 時間給制です。 週所定労働時間が三〇 か。 給与 時

# Α

被保険 が設けられています。 の算定方法には、 支払われる場合の賃金日額 者の賃金 間 が 以 最低 時 外 蕳 の 保障 給で 般

低くなるための措置です。 より計算すると賃金日額が い場合は、 つまり、 これは、 原則的な方法に 労働日数が少な

(1) ります。 Ιţ 法により計算した額が、 に掲げる額に満たないとき 次の額が賃金日額とな 賃 金 が日 計算した額が、次原則的な計算方 給、 時 間

る場合 制によって定められてい出来高払制その他の請負

(2) 賃金の一部(たいった額の七〇%相当額 れた賃金の総額を、その最最後の六カ月間に支払わ 後の六カ月の労働日数で 割

が、月給、 れている場合 定の期間によって定めら 通勤手当、 賃金の一部(たとえば 扶養手当など) 週給その他一

が月給制の場合は、一カ月間の総暦日数(賃金の一部その部分の総額をその期

す。) で割った額と(1) を三〇日として計算し 〇%の額)の合計額 <u>(</u>しま

# Q2の具体例

ですか。具体的な数字で教どのようにして算出するの Q2のSの賃金日額 は

うに計算します。 場合の賃金日額は、次のよ 労働日数を一二〇日とした 額を六九万一、二〇〇円、 Sの直近六カ月の賃金総

(2) 六九万一、二〇〇円÷ 〇日=三、八四〇円 原則的な計算方法 最低保障方式による計

算方法

働日数×○・七」の計算式ませんので、「賃金総額÷労 暇を含む。)が一二六日(一 礎となった日、 八〇日×〇・七)以上あり 労働日数 (休業手当の 年次有給休

A

から求めます。 六九万一、二〇〇円÷一二

〇日×〇・七=四、〇三二

円となります。 高 く (1) 合の賃金日額 なりま(2) らすの ほうが金額 は で、 この場 

額」 ® 欄にその金額を記入しま 給で支払っていますので、 た額を離職証明書「 手当の総額を一八〇で割っ 支給している場合は、 なお、通 魚 欄に、 勤手当を月額 基本給は時間 賃金 通勤

A

# とき 〇時間未満である場合 金が時給で支払われる 週所定労働時間

が三

賃金日額はどのように算出労者であった受給資格者の離職日において短時間就 するのですか。

法は適用されませ、最低保障方式による計算方では、 が賃金日額となります。 原則的な方法で計算した額

# の賃金日額 休業手当を支払ったとき

売上高が急激に減少し た

> 法と離職証明書の記入方法 を教えて下さい。 たときの賃金日額 社員が離職することとなっ め社員を休業させました。 合により休業させた の算出方

理由により全日休業し、事業主の責めに帰すべ 金日額を算定します。 場合は、次の方法に 業手当を支払った日がある により賃 休き

期間にわたっていない場間が算定基礎賃金月の全間が第二を支払った期

月給者の場合

の場合) 労働時間が三〇時間以上日給者の場合(週所定 八〇日-休業日数) 直近六カ月分の賃金総 休業手当の額) ÷ (一

ます。 して大きい 次 の i )い方の額-ことなり きを比較

- (直近六カ月分の賃金 (一八〇日 休業日数) 総額 休業手当の額) ÷ (直近六カ月分の賃金

なお、離職証明書の 数)×〇·七 働 休業手当の額) ÷

日

額を記入します。 た額、つまり、実際の総支給 控除額に休業手当を加算し による金額を控除し、その この休業手当を支払った 基本給等の額から休業お、離職証明書の欄に

要)ハローワークが金額を 算定します。 手当として支給する額が一 備考欄に記入すれば(休業 日数及び賃金については、 ○○%の場合は、記入は不

原則的 低保障方式による計算方法 払われた賃金総額について、 で算定した額 期間にわたっている場合 間が算定基礎賃金月の全 休業開始直前六カ月に支 休業手当を支払った期 な計算方法または最

ードなどを持参して、その内おりで、賃金台帳、タイムカ hį 容を提示しなければなり 手続 きに際しては、 通常ど ませ

# 雇止めの予告

有期労働契約を締結している 労働者の労働契約を更新しない こととしようとする場合、何か 注意すべきことはありますか。

使用者は、有期労働契約(契 約を3回以上更新し、または雇 入れの日から起算して1年を超 えて継続勤務している人に係るものに限 り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明 示されているものを除く。) を更新しない こととしようとする場合には、少なくとも その契約期間の満了する日の30日前まで に、その予告をしなければなりません。

この雇止めの予告の対象となる有期労働 契約は、次に掲げる場合です。

有期労働契約が3回以上更新されてい る場合

1年以下の契約期間の労働契約が更新 または反復更新され、労働契約を締結し た使用者との雇用関係が初回の契約締結 時から継続して通算1年を超える場合

1年を超える契約期間の労働契約を締 結している場合

なお、30日未満の契約期間の労働契約を 3回以上更新した場合またはその労働契約 の更新を繰り返して1年を超えた場合の雇 止めについては、30日前までにその予告を するのが不可能な場合であっても、使用者 は、できる限り速やかにその予告をしなけ ればならないものとされています。

使用者は、有期労働契約(当該契約を1 回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算 して1年を超えて継続勤務している人に係 るものに限る。) を更新しようとする場合 においては、契約の実態及び労働者の希望 に応じて、契約期間をできる限り長くする よう努めなければなりません。

# 平 均 賃

れます。 す労主る働の の平 多手当)、 責めに帰すべき事均賃金は、休業手 者を休業させたときに支給 際 の基準として用 解雇予告手当等 由 に ょ 事 1) を

)総日数 によっ 保障額 が 月 そ の 部分定週 の で

三カ月に支払われた賃金の総額金額は、算定事由発生日以前

確

定した賃金を含む。

を 三

の総日数で割っ

た額で

賃金が、

合は、「算定期間中負制によって定める給または出来高払い た額の で る 特 によって定められて、たは出来高払制そのな 例 期間中の労働日数で 措 六割」を最低保障 置が 設け 中の賃金 5 れ 語と て い他 割 L١ るの ます つ 額場請

# 年次有給休暇の出勤率

年次有給休暇(年休)の発生要件のひ とつである出勤率は、「出勤した日÷全労 働日」から求めます。

ここでいう出勤した日とは、実際に出 勤した日をいい、遅刻、早退等一部でも 勤務した日は含まれます。また、実際に 出勤していない日であっても、業務上の 傷病の療養のための休業期間、産前産後 の休業期間、育児・介護に係る休業期間、 年休を取得した期間も出勤日として取り 扱われることになっています。

一方、全労働日とは、労働契約において 労働義務が課せられている日をいい、通 常は6カ月(1年)の総暦日数から所定 休日を除いた日が該当します。したがっ て、休日に労働した日、使用者の責めに 帰すべき事由による休業等については、 労働の義務が免除されているものと考え られますので、8割出勤にあたっては、 全労働日から除外して算定します。